

平成24年度 第2回公民館運営審議会 会議概要

1	審議会名	第2回公民館運営審議会
2	日時	平成24年11月28日 午後2時から午後3時40分
3	会場	明科総合支所 大会議室
4	出席者	内田 昭三会長、宮川 智江古副会長、曾根原 幸人委員、松尾 基委員、望月 芳雄委員、佐治 良夫委員、関 晏弘委員、平倉 勝美委員、大友 博秋委員、池上 禮子委員、奥田 佳孝委員
	欠席者	三澤 恒男委員、小林 直太委員
5	市側出席者	教育委員会西澤教育次長、社会教育課赤羽課長、中央（三郷）公民館千國館長、豊科公民館坂内館長、穂高公民館中村館長、明科公民館浅見館長、中央公民館青柳主事、藤森主事、松谷主事
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0人
	記者	0人
8	会議概要作成年月日	平成24年12月10日

協 議 事 項 等

1	会議の概要
(1)	開 会 宮川副会長
(2)	あいさつ 内田会長、西澤教育次長
(3)	協議事項
	①平成24年度公民館前期事業報告について
	②地区公民館活動補助金の交付基準の見直しについて
	③その他
(4)	閉 会 宮川副会長
2	協議事項
(1)	平成24年度公民館前期事業報告について（説明：各公民館長、青柳主事）
	【委員】三郷公民館事業に関連して質問します。ふるさと講座やあづみ野つくり隊など、公民館を離れて行う講座を実施していますが、移動には市のバスを利用していますか。また、市のバスを利用する場合の基準はありますか。私が携わっている団体の利用は、年1回だけと制限があると聞いています。
	【事務局】市のマイクロバスを利用しています。
	【事務局】公用車利用規程が定められています。その中で市の事業は公用車が利用できます。市から補助金を受けている団体は利用できないなど定めており、また、個々の団体の予算によって利用回数の制限している場合があると思われませんが後ほど紙ベースで提示します。
	【委員】各行事について実行委員会形式で行っていると説明がありましたが、このような事業について、公民館事業として報告するかどうか統一した方がいいと思います。
	【事務局】実行委員会で行った事業は、公民館が主催ではないので次回の資料から統一して表示するようにします。
	【事務局】実行委員会組織で行うのは、大会などへ参加する人が自主性を持っていただくことが目的です。例えば運動会には大勢の人が集まりますので、進行がスムーズにいかないと時間がかかります。事前に打ち合わせすることで、多くの人が大会に携わり、多くの人を楽しんでいただけます。実行委員会組織で事業を行っていますが、公民館事業として予算化されており、実行委員やスポーツ推進員に協力していただいて事業を行っているので公民館事業として報告します。なお、事業を実施する際、職員が決めた内容を提案するのではなく、内容を決めるところから市民から参加していただいています。このことによって輪が広がり、できるだけ多くの事業に参加していただきたいとの目的から実行委員会組織で行っています。
	【委員】希望ですが、5つの公民館で行った講座について、良いものについて提案があってもいいと思

います。

【委員】事業を評価して、他の公民館にも反映させることは良いことです。良いものは情報交換をして全市に広げていただきたい。

【委員】前回の説明で各公民館事業については、市全体に広報され、どの公民館の事業に参加しても良いとの説明がありましたが、全ては公開されていないと思うので、年度当初に事業計画の一覧表を全戸に配布すれば参加がしやすくなると思います。ただ、そのようにした場合、地域にある分館の意義が崩れてしまうと思います。このことは今後の課題なのか、それで良いのか質問します。いい事業を水平展開することはいいと思いますが、誰もがどの公民館事業に参加することができるのは幅広くなり過ぎると考えます。

【事務局】広報は全市に行っています。定員の関係で全市の小中学校にチラシを配布すると定員を超えてしまうこともあり対応が難しくなる問題もありますが公表はしています。

【委員】広げすぎると地域性がなくなってしまうとの質問についてのお答えをお願いします。

【事務局】3年前から1年に1回、他地域を知ろうという事業を行っています。これは、普段通る道や有名な所には行かず、文化財や屋敷林などを案内してその地域の独自の文化を知ってもらうよう企画しています。この事業はどの公民館も取り組める事業だと思います。

【事務局】他地域の方も参加していただくよう広報しています。なお、定員に達した場合は、その講座を複数回行うなど要望に応える努力を忘れていたことを反省しています。また、地域ごとか全体的に行うかについては、交通弱者に対応するため、ある程度地域ごとに行う必要があると考えます。

【委員】いい面もあるが地域性がなくなるといふこともあり、いろんな考え方をしなければいけないと思います。

【事務局】個々の事業について検証し、事業ごとに募集の範囲を変えています。全市を対象に募集する事業は、交流の場となり一体感の醸成につながっています。地域にこだわってもいけない、地域性をなくしてもいけません。各公民館が事業ごと吟味して行えばいいと考えます。

【委員】知恵を積み重ねて良くなっていくことを願います。

【委員】移住して来ましたが、移住者の会があり100人ほど会員がいます。会員は、個々にいろんな活動をしています。公民館活動には参加する要素が少なく参加していないようです。その人たちの意見を集約する施策ができればいいと思います。

【委員】様々な活動と公民館活動が結びつけばいいと思いますので、そのような施策を取り入れるようをお願いします。

(2) 地区公民館活動補助金の交付基準の見直しについて（説明：青柳主事）

【委員】講座などを複数回実施することによりポイントがたくさん付くということですが、このことにより地区公民館ごとでかなりの開きが出てしまうのではないですか。また、改正前と改正後の金額の見本を教えてください。

【事務局】資料に、平成23年度の補助金額を掲載してありますが、戸数が2番目に少ない地区公民館で年間50から60回講座を行っており、実績報告が提出された際は、そのとおりに受け取ることになります。これは講座ではなく、グループ・サークル活動で講座でも毎回同じ人が出席するならば、大きな戸数を抱える地区公民館の講座とは意味が違うのではないかと、それを同じものとしてみるのは不公平ではないかと議論になりました。この地区公民館は、この部分で多くのポイントを稼いでおり、同じ講座なら上限を10回までとしましたが高い補助金額となっていますので、ポイントの配し方を若干変更することになりました。なお、平成23年度の実績を再算定した結果は資料にあります。このように改正した場合だいぶ不公平感がなくなりました。

【委員】均等割・戸数割と実績割を概ね5：5としているが、役員手当分を含めると計算すると均等割・戸数割、実績割、役員手当相当分では3：3：4になります。役員手当相当分の比率が高いのは、過去にも議論されたかと思いますが、大きい地区公民館と小さな地区公民館とも一律なのはどのような経過ですか。

【事務局】役員手当相当分は、館長4万3千円、副館長・主事2万5千円、部長等3人分3万としてお

り合計12万3千円になります。地区公民館によって役員数がこれよりも少ないところも多いところあります。議論の末、公民館活動を行うにはある程度の役員は必要ではないかとなりました。役員が少ない地区公民館は戸数も少ないため、均等割も少なくなり、それに伴い実績割も少なくなってしまいます。役員手当相当分として交付しても実際は運営に使っているケースもあります。役員手当相当分をそのまま役員に支払っているところやそれ以外に区から補助金を得てより多く支払っている地区公民館もあります。大小様々で終着点がありませんので、当初から行っていた金額を承継しました。

【委員】戸数による区分は、どのように決めましたか。

【事務局】戸数による区分は今回が初めてで、ハッキリとしたデータがありません。今回の区分で大きな差が出る可能性もあるので、とりあえず3段階で実施してデータを蓄積したいと考えています。

【委員】公民館協力費を徴収している区や常会があるのでその金額の調査をお願いします。

【事務局】公民館協力費として徴収している区もありますが、区費に含んで公民館費を徴収している区もあります。また、地区公民館の建設のために負担金を徴収している区もあります。特に区費に含まれている場合は、公民館部分が分からないので調査は難しいと思われます。

【委員】固定費と変動費と考えたとき、固定費を少なくした場合、小さな地区公民館が費用を捻出できず、行事などができなくなる懸念はありませんか。

【事務局】固定割は、均等割と戸数割であり、実績割との比率は5：5としていますが、役員手当相当分も固定であり、実際には7：3になります。小さい地区公民館にも固定部分を配分していかなければいけないと考えており、役員手当相当分の部分で補っています。役員が少ない場合は、その部分を活動に回していただきます。12万3千円はあくまでも役員手当相当分であります。補助金の中の目安ですので、役員手当相当分も固定部分と考えていただいて結構です。

【委員】それを期待しているということですか。

【事務局】そのとおりです。

(3) その他

委員から居住地以外の地区公民館の利用について

平成24年度 人権のつどい講演会、教育委員会・明科公民館移転について（説明：青柳主事）